

## 地 域 再 生 計 画

### 1. 地域再生計画の名称

生きがいのある暮らしと活力ある地域再生計画

### 2. 地域再生計画作成主体の名称

徳島県及び徳島県美馬郡つるぎ町

### 3. 地域再生計画の区域

徳島県美馬郡つるぎ町の全域

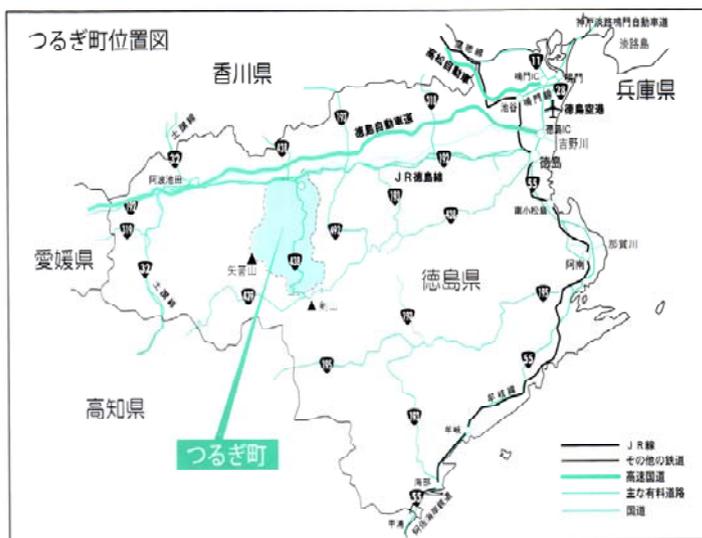
### 4. 地域再生計画の目標

#### (1)地域の現状

徳島県つるぎ町は、平成 17 年 3 月に半田町、貞光町、一字村が合併して誕生した人口約 1 万 1 千人の町である。商業の貞光、工業の半田、農林業の一字とそれぞれ違った中核産業を擁する自治体であったが 3 町村とも過疎町村であり商業、農林業ともに厳しい状況にある。合併後も明確に表明できる産業といえば、約 40 社で生産される「半田そうめん」以外にはない。

北部には、わずかな平野部があり小さいながら商業地域として人口が集中している。南部には標高 1,500m の急峻な山々がそびえ、山間地が町の 84 ٪を占める。山間地は農林業が主産業であるが、耕地が狭小で生産性や効率が悪いうえに過疎化と高齢化により集落の崩壊が進みつつある。事実、189 集落のうち約 5 割の 91 集落が、限界集落となっており、昔から続いた相互扶助を基本とした集落運営や地域コミュニティに代わる行政施策が早急に必要とされている。また、急峻な山間地形は生活道のネットワーク化を妨げており、台風や地滑りによる迂回路の整備が進んでいないため災害時には陸の孤島となる可能性のある地域も多い。

日本百名山のひとつ剣山の最短登山口であり、うだつの町並みや土釜・鳴滝という景勝もあるが観光視点での施策が十分ではなかったため、年間 8 万人あまりの登山客は単なる通過点となっていた。



## (2)地域再生計画の成果

本町は平成18年3月31日付で『将来にわたって住み続けたい町』づくり計画の認定を受け、平成18年度から平成22年度の5年間にわたり事業を実施してきた。

前回認定での対策として、「自然とともに生きるまち」、「地域の独自性を活かすまち」、「保健・福祉・医療の連携と安心・安全のまち」、「教育と文化のまち」の4つの柱を立て町全体の『地域力』を高めていくために支援措置の道整備交付金を活用し、町道僧地大泉線、町道大惣小谷山ノ神線、林道長瀬線、林道葛城線、林道天ノ岩戸線、林道猿飼線、林道大惣線の7路線を開設・改良・舗装を行ってきた。

この結果、目標として掲げていた「災害緊急時等の迂回路として時間短縮、また集落間のアクセス改善として僧地、柴内地区と大泉、白村地区間の所要時間を7%短縮」、「災害緊急時等の迂回路として、一字地区と半田地区の町立病院等までの所要時間を2%短縮」、「山村部の養鶏場から小山北工業団地内にある養鶏出荷施設への運搬時間を5%短縮」についても達成することができた。

## (3)新たな課題と地域の目標

これまでの町の観光資源である二層うだつの町並み、半田手延べそうめんや剣山登山等に加え、平成20年度には「にし阿波観光圏」の認定を受け、構成町村である本町を含む2市2町は広域的な連携により多様な観光メニューを計画することが可能となり観光施策も動き始めた。平成23年度からは、広域的な着地型観光のワンストップ窓口機能を有する「地域観光づくりプラットフォーム」を新規施策として進めており、個人旅行や参加体験型の観光客を受け入れる体制を整えている。また、豊富な雨量と急激な標高差の影響から植生が豊かで、広葉樹から針葉樹まで多様な植物が繁茂し、最近パワースポットとしても注目されている巨樹・巨木も約100本発見され、自然豊かな巨樹のまち「巨樹王国」として、平成22年5月「第23回巨木を語ろう全国フォーラム」を開催したところ、全国から巨樹や自然に関心のある方が延べ2,000人訪れた。巨樹を巡るツアーでは、我々には過酷でもある自然や集落の景観に思いのほか好感を示す人が多く、自然と併せて山村の生活文化も十分に観光資源となりうることを発見した。町の施策として原料のみ提供する1次産業にとどまることなく、観光を起点とした食品加工（2次産業）やサービス業（3次産業）へも積極的に乗り出す6次産業への転換を進めなければならない。これらの観光視点での地域振興を実施するため巨樹・巨木等の観光資源へのアクセスを改善するため町道、農林道網の早急な整備が必要となっている。

つるぎ町における人口高齢化と人口流出による限界集落化は急速に進んでおり、このことにより伝統芸能の衰退や山村風景の喪失、自然環境の貧困化という問題が発生し、前述した観光施策の大きな障害となっている。このため町の施策として、集落を見捨てず再生するためには①住民自身による地域再生策立案への参加、②限界集落にならないための予防行政と、限界集落での「ライフ・ミニマム」の保障、③流域共同管理、④森林環境保全税等の創設が必要であると考え、とりわけライフ・ミニマムの保障は重要で、住民の足の確保として路線バスが運行しない地域にコミュニティバスを走らせるため平成22年度から実証実験を行っており、この事業を起動に乗せるためには利用者の安全性確保と一般車両や観光者の安全性も同時に図ることが急務となった。

## 地域再生計画

また、地域の基幹産業を担ってきた農林業に対する要求は、食材や住宅資材である材料の提供から国土保全、水源の涵養、生活環境の保全、生物多様性の保全など多様な分野に拡大している。しかしながら、その一方で農林業は採算性の悪化、従事者の減少と高齢化により近年は停滞を続けている。この状況を打開するべく、林業においては高性能林業機械を導入し、これまで切り捨てられていた間伐材を搬出して木材として利用するほか、平成21年度から町内で稼働しているチップ工場へも出荷するなど、木材資源の活用に取り組んでおり、森林所有者の所得向上に繋がるばかりでなく、新たな雇用をも創出できることから、基盤となる作業道や搬出道路の整備が不可欠となっている。また町として地産地消を推進しており、町の中心部に位置する道の駅ゆうゆう館等の出荷場まで、農産物を安全かつ効率的に出荷するため町道・農林道の一体的な整備が急がれる。

これらを実現することにより自然体験や、森林トレッキング、農山村の生活体験などの観光視点での地域振興を実現でき、人との交流による刺激と6次産業化による経営感覚を身につけることにより地域住民が生きがいを持ちながら働き、ライフ・ミニマムを保障し地理的条件に関係なく等しく様々なサービスを受けることができる地域再生の実現を目指す。

### (4)計画による目標

目標1：つるぎ町への観光入れ込み客数の増加

- ・つるぎ町の公共施設入れ込み客数 平成21年度6万2000人⇒6万5000人

目標2：コミュニティバス運行時間の短縮

- ・公共バス停留所までの所要時間を1分～5分の短縮

目標3：コミュニティバス利用者の増加

- ・平成21年のコミバス実証実験3.7人/日を平成27年に4.0人/日に増加。

目標4：効率的な森林整備の実施

- ・年平均森林施業実施面積の10%増加 平成19～21年平均253ha⇒279ha

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

つるぎ町は山間地の住民の足の確保として、路線バスが運行しない地域にコミュニティバスを走らせており、狭小かつ路面状態が悪い「町道僧地大泉線」、「町道石堂日浦下線」、「町道蔭西百姓滝線」、「林道長瀬線」を改良、舗装を行いコミュニティバス走行による安全性、また一般車両及び観光者の通行の安全性も同時に確保する。

また、道路網をネットワーク化して災害時の避難路・迂回路を整備する目的で「町道日浦上線」、「広域農道吉野川中部2期地区第6工区」、「林道大惣大宗線」、「林道赤帽子線」、「林道剪宇大野線」、「林道大横線」を集中的に整備することにより、効率的な道路ネットワークが構築され、災害時のみならず集落間へのアクセス向上、観光の振興も図ることができる。

加えて、これまで切り捨てられていた間伐材を貞光地区で稼働しているチップ工場への出荷、また市場等へ出荷し森林所有者へ還元できるよう地域の森林整備環境を整備する目的で「広域農道吉野川中部2期地区第5工区」、「林道友内線」を開設・改良し、「林道白

井線」については三好市との連絡道でもあり、森林整備環境を整備する目的のほか、交流、観光アクセス道としての道路整備を行う。

## 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

### (1) 道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・町道；道路法に規定する町道僧地大泉線は昭和58年3月25日、町道石堂日浦下線は昭和62年3月16日、町道日浦上線は平成2年7月13日、町道蔭西百姓滝線は昭和62年3月16日に認定済み。
- ・広域農道；事業計画については土地改良法に基づく手続きを行い、平成7年12月5日に確定している。
- ・林道；森林法による吉野川地域森林計画（平成19年樹立）に路線を記載。

[施設の種類の種類 (事業区域) 実施主体]

- ・町道 (つるぎ町) つるぎ町
- ・広域農道 (つるぎ町) 徳島県
- ・林道 (つるぎ町) 徳島県・つるぎ町

[事業期間]

- ・町道 (平成23年度～平成27年度)
- ・広域農道 (平成23年度～平成27年度)
- ・林道 (平成23年度～平成27年度)

[事業量及び事業費]

- ・町道L=1.45 km、広域農道L=0.83 km、林道L=7.78 km
- ・総事業費 1,375,000千円 (うち交付金687,500千円)  
(内訳) 町道 270,000千円 (うち交付金135,000千円)  
広域農道 265,000千円 (うち交付金132,500千円)  
林道 840,000千円 (うち交付金420,000千円)

## 5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「生きがいのある暮らしと活力ある地域」づくりを達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

### ①コミュニティバスによる地域交通の利便性向上 (事業主体：つるぎ町)

- ・本事業において道路網を整備することにより道路通行上の安全性が確保され、今後地域の需要に即した乗合運送サービスが提供できる。町内の地域交通の利便性がこれまで以上に向上するようコミュニティバス運行の範囲を広げ、運行時間においても増設を図る。

### ②森林環境保全整備事業の実施 (事業主体：森林組合、企業)

- ・下刈りや間伐など手入れを行い、豊かな森林を育て自然環境の保全を図るとともに、切り捨てられていた間伐材を高性能機械の導入に伴い新たにチップ材、合板用材と

## 地域再生計画

して供給していくため作業路の整備や搬出機械等を導入して間伐材の搬出量を拡大し、森林所有者の所得の向上と新たな雇用を創出し林業の振興を図っていく。

### ③雇用の促進、住環境の整備（事業主体：つるぎ町）

- ・道路（林道長瀬線）の整備に伴い、町内の小山北工業団地にある鶏肉（阿波尾鶏）工場等への出荷、養鶏施設への飼育資材の搬入等の安全性が図られる。またこの工業団地への企業誘致を行い、工場のみならずコールセンター等の企業にも目を向け広く誘致を行い、安定的な雇用を確保すると同時に、若者定住住宅促進事業として宅地の確保を行い、若者の我が町の定住を促す支援を行うとともに、少子高齢化の対策にも努めることにより地域力を高め「活力のある地域」へと発展させる。

### ④農業・生産体験などを通じて食育を推進（事業主体：つるぎ町）

- ・町内児童へ、農業体験者やボランティアの協力を得て田植え・種まきから収穫までの農業体験、農園体験そして調理・料理体験等の事業を通じて「食」に対する興味や関心を持ってもらう食育を推進。
- ・町並みの保存と活用

全国でも珍しい二層うだつの町並みは往時の繁栄と町人文化の香りを今に伝える貴重な遺産であり、この町並みを保存するため改築時に対して必要経費のうち一定額を町が補助し、後世へと伝えていく。また、町施設の「織本屋」（うだつを有する施設）も整備され、今後イベントなどの施設として利用を図っていく。

### ⑤保険・福祉・医療の連携（事業主体：つるぎ町）

- ・前回認定の目標「一宇地区と半田地区の町立病院等までの所要時間を2%短縮」が達成されたと同時に、急速な高齢化の進行とともに新たな医療ニーズが増大しており、本町の中核病院である町立半田病院の一部を整備（建て替え）を行う。また今回道路網が整備されるに伴い、本病院に併設している保健福祉総合施設、そして保健センターとの連携で各家庭へ出向き、地域全体へ充実した医療の提供を行う。
- ・各地域へのアクセスの安全性が向上することにより、地域の中で、閉じこもりや孤立しがちな人たちの仲間づくりを目的に、当事者（高齢者、障害者、子育て中の親子など）と地域住民が自発的に開催し、協働で企画し、運営していく「いきいきサロン活動」や、高齢者が日常安心して暮らし続ける環境を整備していく「ひとり暮らし高齢者見守り安心事業」などの事業展開が可能となる。

## 6. 計画期間

平成23年度～27年度

## 7. 目標の達成状況にかかる評価に関する事項

4に示す新規地域再生計画の目標については、平成22年1月に「つるぎ町地域公共交通活性化協議会」を設置しており、本協議会において事業の達成状況を評価、改善すべき事項の検討等を毎年行う。

## 8. 地域再生計画の実施に関し、当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。